

議 事 日 程 (第2号)

平成26年3月5日(水曜日) 午前11時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第25号 東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第4 議案第26号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第5 議案第27号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第28号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第29号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第30号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第31号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第32号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第33号 東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第34号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第35号 東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第36号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第37号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第38号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第39号 東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第40号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第41号 東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第42号 東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第43号 東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第44号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第45号 東白川村運動場条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第46号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第47号 平成26年度東白川村一般会計予算
日程第26 議案第48号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計予算
日程第27 議案第49号 平成26年度東白川村介護保険特別会計予算
日程第28 議案第50号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計予算
日程第29 議案第51号 平成26年度東白川村下水道特別会計予算
日程第30 議案第52号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計予算
日程第31 議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
-

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	総 務 課 長	松 岡 安 幸
会 計 管 理 者	安 江 誠	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
------------------	---------

◎開議の宣告

○議長（安倍 徹君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安倍 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

◎議案第24号から議案第53号までについて（提案説明）

○議長（安倍 徹君）

日程第2、議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第31、議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの30件を、3月4日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第24号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するというので、恐れ入ります。新旧対照表の21ページをごらんいただきたいと思います。

第5条の勤務時間のところで第1号のところの1日の勤務時間「8時間」というのを「7時間45分」、それから1週間の「40時間」というのを「38時間45分」にそれぞれ臨時職員、非常勤職員、変えるものでございます。

それから、次のページをごらんいただき、22ページでございますが、ここにつきましては、一番上の別表第5表のところは、臨時職員の方の期末手当の率でございます。現在、6月と12月合わせて1カ月分でございますが、ここを1.5カ月分に改正するものでございます。

それから、その次の表の別表第6につきましては、期末手当を算出する際の勤務割合を示すものでございます。6カ月以内にどれだけ勤務をしておったかによりまして100分の100出すのか、100分の80出すのかというのですが、これをちょっと細分化しまして「100分の90」と「100分の50」を

ここに付け加えるものでございます。なお、50未満の方につきましては、従来どおり支給はされないといいものでございます。

それから、一番下の別表第7号につきましては、当直手当でございます。診療所等の介護職員等が当直した場合、1回3,000円というのを1,000円増額して4,000円に改正するものでございます。

本文へ戻っていただきまして、次のページのところに附則、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第25号 東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページに、東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成26年度に限り、東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の142.5」とあるのは「100分の135.375」と、「100分の170」とあるのは「100分の161.5」とする。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

皆さんにおかれましては、平成18年度ぐらいから期末手当のカットをしておっていただきます。26年度におかれましても5%のカットをお願いするものでございます。通常ですと、1年間100分の312.5になります。100分の312.5というのが5%カットで、100分の296.875ということになります。どうかよろしく申し上げます。

続きまして、議案第26号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページで、東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

平成26年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例及び東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の180.5」と、「100分の205」とあるのは「100分の194.75」とする。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

特別職職員につきましては村長のことを指しておりますし、ここでは村長と教育長の期末手当の割合のことを言っております。お2方につきましても、平成17、18年度ころから期末手当のカットをされておるところですが、今回もカットをお願いするものでございます。通常ですと、1年間100分の395となりますが、それが100分の375.25という数字になります。

続きまして、議案第27号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

ここにつきましては、新旧対照表の25ページをごらんいただきたいと思います。消防団員のラップ手につきましては今まで7,200円ということでしたけれども、ラップ手専門の団員が今回からなくなりまして、普通のポンプ員と兼務で全員がラップ手をやることになりました。年間の訓練もラップ手だけで24回ぐらい計画されておりました、その部分の御苦勞ということで、年額を1万2,000円に引き上げさせてもらうものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

続きまして、議案第28号 東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例について。東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村研修館設置条例の一部を改正する条例。

東白川村研修館設置条例の一部を次のように改正するというので、ここにつきましても新旧対照表の27ページをごらんいただきたいと思います。

例でいきますと、下が現行でございますが、研修館の一般使用のところ、午前中、今まで1,000円でしたが、ここを1,030円に改めるものでございます。消費税の転嫁によってそれぞれの時間帯の消費税転嫁を行うものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

続きまして、議案第29号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページでございますけれども、東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例。

第1条、東白川村分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の29ページを見ていただきたいと思います。

提案理由といたしましては、分担金徴収において当該事業の改廃、新設による事業種別、分担金の賦課基準及び分担金の額について未整備であった諸規定を改定するものでございます。

まず、改正後の第2条のところでございますけれども、受益者として東白川村土地改良区を追加する。理由につきましては、東白川村土地改良区の管理施設の地盤整備については、東白川村土地改良区から分担金を徴収するというのでございます。

次に、別表が次の30ページから35ページにかけまして改正後、それから36ページから40ページにかけまして現行の表を掲げております。

まず別表の30ページの左から3行目でございますけれども、1の1農業基盤整備事業の（2）県単独土地改良事業の（1）ほ場整備事業につきましては、分担金の額を「100分の65」から「100分の45」に改定をさせていただきます。

それから(2)農道整備事業、(3)農道舗装事業、(4)かんがい排水事業につきましても、分担金の額をそれぞれ「100分の65」から「100分の45」、農道整備事業、農道舗装事業につきましては「100分の15」から「100分の30」、かんがい排水事業のほうは「100分の60」から「100分の30」に改定するものでございます。

圃場整備事業につきましては、土地改良施設修繕事業の負担金に準じて農家の負担を軽減しております。

それから農道整備事業、農道舗装事業につきましては、農家負担は15%で変更ありませんが、土地改良区からの負担金をいただくということで、15%上乘せの30%になっております。

続きまして、31ページの右から2番目のところでございますけれども、(4)かんがい排水事業に用水施設整備というものを追加させていただきます。負担率は、先ほど述べましたように「100分の60」から「100分の30」に改定しております。

それから、36ページの現行のほうを見ていただきたいと思いますが、右から6行目から左から4行目までの(3)山村振興農林漁業対策事業、それから(4)農村総合整備モデル事業、これにつきましては、事業廃止のため削除をさせていただきます。

それから31ページに参りまして、左から8行目の中山間地域総合整備事業ですけれども、先ほどの削除に伴い項番号が繰り上げをされて(3)となっております。

それから31ページの左から6行目でございますが、(1)農道整備事業の開設の後に改良と舗装の事業を追加をさせていただきます。

続きまして31ページの左から5行目から32ページの右から1行目につきましては、新規の追加ということになりますけれども、(2)農業用水施設整備事業、分担金の額が100分の5、(3)農業用水取水施設整備事業、分担金の額が100分の5、(4)暗渠排水整備事業、分担金の額が100分の5、32ページに参りまして(5)ほ場整備事業、これがちょっと前のページに出ておりますけれども100分の5というものでございます。

32ページの右から2行目でございますけれども、これも先ほどの農業基盤整備事業の山村振興農林漁業対策事業、農村総合整備モデル事業等の削除による項番号の繰り上げで6から4と、(4)のところですけど、なっております。

それから、今度はちょっと現行のほうですが、37ページの左から7行目から左から3行目の間の2. 農業生産施設整備事業、この欄に関しましては、(1)から(2)までの一式を事業廃止のため削除とさせていただきます。

次に、また33ページへ戻っていただきまして、33ページの右から1行目でございますけれども、これも先ほどの削除による項番号の繰り上げということで、3から2に上がっております。

続きまして、また37ページをごらんいただきたいと思いますが。

37ページの左から1行目から38ページの左から6行目、この間の農村環境整備事業の(1)山村振興農林漁業対策事業から次のページの(3)農村総合整備モデル事業につきましては、事業廃止のため削除をさせていただきます。

それから、また33ページへ戻っていただきまして、33ページの左から6行目、(1)のところですが、これも先ほどの削除による項番号の繰り上げで、(4)から(1)に上がっております。

あと、33ページの左から2行目、それから34ページの左から2行目、35ページ右から3行目の項番号についても削除による繰り上げとなっております。

そしてまた本文のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

○議長（安倍 徹君）

ここで、休息といたします。

次の開催は、午後1時からでございます。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安倍 徹君）

休息前に引き続き、会議を再開します。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

それでは、議案30号から説明をさせていただきます。

議案第30号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第3条の表を次の表のとおり改めるということで、新旧対照表の42ページをごらんいただきたいと思っております。

42ページから43ページにかけて、改正後と現行の分担金の表が載っておりますけれども、消費税の引き上げに伴いまして、消費税引き上げ相当分の改定をさせていただくものでございます。例えば13ミリメートルの口径のものと、現在40万円のもの41万1,000円に改めさせていただくというものでございます。現行の額に105分の108を掛けて1,000円未満を四捨五入した額で改定をお願いするものでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

議案第30号は以上でございます。

次、議案第31号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改めるということで、別表は全部改正の形式をとらせていただいております。新旧対照表の45ページから改正後の別表が載っております、変わるところを説明させていただきます。

47ページをごらんいただきたいと思います。

47ページの左のほうですが、狂犬病予防法の関係の手数料でございますけれども、犬の登録手数料1件につき3,100円、旧の条文は62ページでございますが、3,000円を3,100円に引き上げさせていただきます。それから2項の狂犬病予防注射済票交付手数料は550円を570円に改定させていただきます。この2点につきましては、消費税の改定に伴うものでございます。

あとは、文言の整理等でございますが、55ページをごらんいただきたいと思います。

55ページの一番最後の6、各種証明に関する事務というところで、下から2段目のところですが、「1税目1年度又は1件につき300円」というふうになっておりまして、旧の条文が70ページでございます。70ページの6のところ、「土地1筆、家屋1棟又は1枚につき300円」というふうでございましたけれども、土地・家屋以外の公課証明等もございますので、整理をさせて「1税目1年度又は1件につき300円」というふうに改定させていただくものでございます。

71ページの旧条文ですが、71ページに2項が土地に関する証明書、3項が建物に関する証明書とありまして、その算定基準が5筆まで300円、5筆を超える場合は1筆ごとに30円を加算した額というようなふうになっております。この規定は、手書きで証明書を交付していたときは、筆数が多くなると非常に手数もかかるということで、筆数に応じて高い手数料をいただいておりますけれども、現在はデータベースで必要な証明はすぐ出てくるということでございますので、56ページの改正のほうでございますが、土地と家屋が分かれていたものを土地及び家屋に関する証明書というふうにまとめさせていただきまして、名称も固定資産証明書交付手数料ということで、「1件につき300円」というふうに改めさせていただくものでございます。それに伴いまして、3項が建物に関する証明でしたが、その項は削除させていただき、2からは1項ずつ番号を繰り上げさせていただきます。

そして、58ページの2行目に15. 削除というのがございますが、旧条文の15項は納税管理人に関する証明書というもので、73ページに書いてありますけれども、現在はそのような証明はございませんので、それも削除させていただいて、また番号を繰り上げさせていただくので、旧の16が14になって、1つずつ繰り下がってきます。

それから16のところ、字絵図の写しの閲覧というのがあります。旧は字絵図の閲覧というふうになっておりましたけれども、法務局にあるのが字絵図で、役場で保管しているのは字絵図の写しというのが正式な用語でございますので、用語の言葉遣いを変えさせていただきまして、「1面につき300円」と旧はなっておりましたが、「1枚につき300円」というふうに改めさせていただきます。

あとは従来と同じ表でございます。

本文にお戻りいただきまして、表がたくさん続いておりますけれども、附則のところをごらんい

ただきたいと思います。

附則、（施行期日）1. この条例は平成26年4月1日から施行する。経過措置としまして、2. 改正後の東白川村手数料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に受理する申請から適用し、同日前までに受理したものについては、なお従前の例によるというものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第32号 東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村高齢者生活福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

（利用料の額等）第9条第2項中、別表第2及び別表第3の利用料の額「300円」を「310円」に改める。

新旧対照表の75ページをごらんいただきたいと思います。

現在、社会福祉協議会に指定管理で管理を委託しております東白川村高齢者生活福祉センターに係るデイサービス部門の区分を介護保険法に基づく事業者、それから次の身体障害者福祉法に基づく支援の支給決定を受けた者の利用料の額の食材費についてですが、それぞれの4行目、5行目の食材費、現行別途「300円」を「310円」に消費税を転嫁することにより改めるものでございます。

76ページで別表第3表、デイサービス部門の介護保険法及び身体障害者福祉法以外の利用者ということですが、同じく食材費はそれぞれ「300円」を「310円」に改めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

1枚めくっていただきまして、議案第33号 東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例について。東白川村母子健康センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村母子健康センターに関する条例の一部を改正する条例。

東白川村母子健康センターに関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の77ページをごらんいただきまして、第3条の1項の第2号、第3号、それから第3条の第2項の第2号、並びに第3条の2、1枚めくっていただきまして第1項の第2号、この3件につきましては文言の改正でございます。現行「助産婦、保健婦、嘱託助産婦」とあるのを「助産師、保健師、助産師」に改めるものでございます。

次、78ページの手数料、第4条第1項第3号にあります母子センターの給食料についてですが、1日につき現行1,510円を1,560円に消費税の転嫁による改正でございます。

本文へ戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

1枚おめくりをいただきまして、議案第34号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の79ページをごらんいただきたいと思います。

出産祝金の額、第4条、現行第3号におきまして、第3子以降の出産に対し20万円を支給するとなっておりますところ、改正案は第3項は以降を削りまして第3子の出産に対して20万円を支給する。4項を追加しまして、第4子以降の出産に対し30万円を支給するというところで、第4項を新たに設けるもので、第4子以降に対して30万円を支給する条例に改正するというものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

1枚めくっていただきまして、議案第35号 東白川村国保診療所利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

使用料手数料の消費税率の改正に伴います改正でございます。

第2条第1項中「2,100円」を「2,160円」に、「525円」を「540円」に改める。

別表第1、別表第2を次のように改めるということでございます。

新旧対照表の81ページ以降でございます。ごらんいただきたいと思います。

第2条の第1項の予防注射料についてですが、現行薬価を除いた予防接種1回につき2,100円とあるのを2,160円に改めるもの。

1項別記1については、83ページで特定療養費から84ページ居住費、それから薬品容器代、給食費、85ページのほうで示しております電気機器の使用料、それから日常生活費及び消耗品代及び物品レンタルに係る費用までが改正案でございまして、86ページから88ページまでが現行でございます。

同じく別表第2でございます。別表第2につきましては、別記2に示しております89ページから改正案が、普通診断書から生命保険等の加入等に必要な診断書、及び90ページのほうでその他の診断書からその他の証明書までの案件について、消費税率の改正に伴う改定を行うものでございます。

90ページの中ほど以降、91ページの末まで現行のものでございます。

エンゼル処置死亡措置料の説明を落としましたので、申しわけないですが、戻ります。

新旧対照表の85ページ、真ん中ほどにあります死後処置料、1回につき1万800円というふうになっております。現行の表が88ページにあります。1回8,400円となっております。これにつきましては、エンゼル処置というふうにして死亡の後の整いを行うものでございますが、近隣の市町村、医療機関で行われている金額を調べさせていただきまして、1万800円に改定するものでござい

す。

本文に戻っていただきまして、附則、（施行期日）この条例は平成26年4月1日から施行する。
以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第36号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するというので、第3条以下ずっと改正しておりますが、新旧対照表で説明をさせていただきます。

93ページをごらんいただきたいと思います。

現行条例の第3条につきましては、土地の占有者等の協力義務などについて規定しておりますけれども、その部分につきましてはほかに改定させていただくものでございます。

まず、第3条で村の責務というのを明確化させていただいております。村は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理、並びに地域の清潔保持の推進に必要な措置を講じなければならないということで、第2項として、村は前項の施策を実施するに当たっては、計画の策定、施設の整備、村民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。第3項ですが、村は前項で定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査・研究等に努めなければならないというもので、国の廃棄物処理及び清掃に関する法律というのが国及び市町村の責務という条項を設けておりますが、それに準じた規定とさせていただいております。

それから住民の方ですが、住民の方につきましても廃棄物の排出抑制、それから再生使用、不用品の活用等を積極的にやっていただいで、村の施策には協力していただかなければならないというものですし、ごみの排出方法、分別等については、村の指示に従っていただかなければならないということにしております。

3として一般廃棄物ですが、有毒性もしくは危険性、引火性等のおそれのあるものは、ごみ袋には混入してはならないということで、現在のささゆりクリーンパークの例で申し上げますと、インシュリンの注射針等が混入されておって戻したとかというような事例が報告されております。

それから事業者の方ですが、事業者は事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物は、みずからの責任において適正に処理しなければならない。事業者の方も村の施策には積極的に協力しなければならないというものでございます。

占有者は土地とか建物を実際に使っている方ですけれども、その土地や建物で発生した一般廃棄物のうち自分で処理しないものについては、村の方法に協力していただかなければいけないというものでございます。

それから、第3条の5は投棄の禁止ということで、よそから来て林道とか不法投棄が結構見られますけれども、そのようなものを禁止する規定でございます。

それから、一般廃棄物の処理ということで、次のページの第3条の6ですが、村長は、一般廃棄物の処理計画に基づき、一般家庭から日常生活に伴って生じた一般廃棄物、家庭系の一般廃棄物といいますが、処理するものとします。

それから2項ですが、家庭系一般廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業活動に伴って生じた産業廃棄物、これを事業系の一般廃棄物といいますが、これを村が処理することができるということで、現在、事業系のごみも一緒に処理しておりますけれども、その根拠を明確化するものでございます。その場合ですが、事業者の方は種別ごとに分別する等の村の指示によって搬出していただくというものでございます。

それから、多量の事業系一般廃棄物の規定ですけれども、廃掃法第6条の2第5項の規定による事業活動に伴い生ずる多量の事業系の一般廃棄物の範囲は次のとおりとするということで、1日の平均排出量を10キログラム以上というふうにしております。その廃掃法の6条2項第5項というのは、市町村長はその区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地または建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法、その他必要な事項を指示することができるというものでございます。その基準を1日平均10キログラム以上というふうに定めるものでございます。

第4条のところは変更はございませんけれども、後ほど申し上げます罰則関係にも少し関連しておりますので、現行の条文を掲載してございます。

以上のところが用語の定義関係等でございますが、98ページからは全員協議会で少し申し上げました資源ごみの持ち去りの禁止に関する規定でございます。

既に申し上げましたように、持ち主のない動産につきましては、最初に所有する意思で占有した者の所有になるという民法の規定がございますので、持ち去りした人を検挙したり、捜索することがなかなか警察としてもできないので、黙認状態で現在はっておりますけれども、それを防止するための規定を定めさせていただくものでございます。

まず、所有権の帰属でございます。第5条の2で、処理計画に基づき一般廃棄物集積場に排出された一般廃棄物のうち、村長が再生利用可能と認めたものの所有権は村に帰属するものとするということで、資源価値のあるものを処理場に出された時点で、その所有権は村に移転するというものでございます。したがって、村の所有物を持ち去ると窃盗罪で捜索等をお願いすることができるようになるというものでございます。

次が、（収集又は運搬の禁止）第5条の3、前条に定めるリサイクル可能資源は、村または村が指定する者以外の者がこれを収集し、または運搬してはならない。村長は、前項の規定に違反してリサイクル可能資源を収集し、または運搬した者に対し、これらの行為を行わないように命ずることができる。これは、不利益処分でございますので、次の第3項ですが、前項の規定による命令を行う場合においては、東白川村行政手続条例第27条第1項に規定する弁明の方式は、口頭で行うも

のとする。不利益処分の弁明は、弁明書というのを出して、それをまた郵送で回答、認容するとか認めないと回答するという方法と、役場へ出てきていただいて、申し開きしてもらおうという2つの方法がございますけれども、口頭による弁明というのが申し開きができるということで、丁寧な手続でございます。

それで、第4項ですが、村長は、第2項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わない場合は、その旨を公表することができます。

そして、罰則で第6条の最初の項は現行と同じでございますけれども、不正行為で手数料を免れた者は、免れた金額の5倍に相当する科料に処するというので、例えて言いますと、今無料で配布しております資源ごみの袋に可燃ごみを入れて出すというような行為には、これに相当すると思えます。これは現行どおりで変更はございません。

第2項からが追加するものでございますが、2項が、第5条3の規定による命令に従わない者は、20万円以下の罰金に処するというので、命令してもまだ持ち去り行為を続けるような場合は、警察に告発して捜索、それから検挙、それから最終的には罰金刑にいくこととなります。

それから第3項は、両罰規定と言われるものでございまして、法人の代表者は、法人もしくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人または人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同項の罰金を科するというので、使用人が犯しても、その会社とか使っている人も同じ罰則に処することができるというものでございます。

また、本文の附則のほうにお戻りいただきまして、附則の1、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。改正後の本条例第3条の3、第3条の7及び第4条の規定、持ち去り禁止の規定は、平成27年4月1日より適用する。改正後の本条例第5条の2、第5条の3及び第6条第2項及び第3項の規定は、平成26年6月1日から適用する。以上でございます。

続きまして、議案第37号の説明をさせていただきます。

議案第37号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

東白川村簡易水道給水条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の105ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第27条に第2項というのを追加させていただきまして、27条は料金等の減免等は行わないという規定でございますけれども、第2項を追加させていただきまして、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、基本料金を減免することができるというもので、長期で入院している人が全く見えないような家庭が見受けられますけれども、そのような方の基本料金の減免を認めるものでございます。

それから、第30条の2というのも新規で追加させていただくものでございまして、休止の規定でございます。特別な理由があると村長が認めた場合は、使用者等は給水装置の休止をすることができるということで、非常に長期の入院等もありますし、空き家バンクへ登録して貸すか売却するこ

とを正式に決められたような方の水道についても休止することができるというふうにするものでございます。

次の106ページへ行っていただきまして、第2項としまして、前項の休止の関係ですが、水道利用者等は、前項による使用の休止を取りやめ給水を再開する場合は、村長に届け出しなければならないということでございます。

第33条のところ、料金の軽減または免除というものでございますが、現行は「料金、その他の費用」というふうになっておりますけれども、「料金、負担金、手数料その他の費用」というふうに変えさせていただきまして、軽減または免除のほかに分納もしくは延納ができるというふうに変更させていただくものでございます。

それから、水道関係の手数料でございますが、現在給水工事の設計審査の手数料と、それから工事が終わったときの検査手数料が、この手数料はもともと外税になっておりまして、1,000円に消費税を加算した額というふうになっておりますけれども、新規に給水装置の、2つの同じ条文の中で入っておりますけれども、号立てにさせていただきまして、現行の2つのほかに新規に給水装置の先ほどの開栓の手数料、それから工事事業者の指定が年ごとに更新しておりますけど、その手数料を新規に追加させていただきました。

新旧対照表の108ページから別表の改正でございますが、まず108ページのところは給水区域の改正で、集落名が列記してございますけれども、下親田と上親田が合併して親田集落になるということで改正させていただくものでございます。

それから、料金の改正でございますが、109ページに載っておるのが改正後の料金で、裏面が現行料金でございます。消費税を転嫁させていただく関係で、例えば13ミリメートルでいいますと、現行は2,500円に消費税5%を足して四捨五入して2,630円となっておりますが、それぞれの基本額を100円ずつ下げさせていただいて8%を掛けたものに改めさせていただくものでございます。13から25ミリについては2,630円が2,590円になりますし、30から50ミリについては4,000円で据え置きということになりまして、臨時用については若干値上がりしますが、ほとんどの方は据え置きもしくは引き下げになるものでございます。

111ページは、従量料金といって使っていただいた量による料金でございますが、基本料金には10立方メートルまでの分は含まれておりますので、10立方メートルを超えてからは、10立方メートルごとに料金をいただいて、ふえると下がっていくようになっておりますけれども、現行の料金よりもそれぞれの区分で10円ずつ引き下げさせていただくものでございますので、10立方メートルを超えて20立方メートルの部分については、現在1立方メートル当たり180円のを170円に引き下げさせていただくというものでございます。

新旧対照表の手戻りがあって申しわけございませんが、101ページをごらんいただきたいと思えます。

ごみ処理の料金の関係でございますが、前の議案でございます。大変申しわけございません。ごみ処理料金の改定の説明を飛ばしておりましたので、説明させていただきます。

まず、可燃物と不燃物でございますけれども、現行料金を据え置きさせていただきます。処理困難物でございますが、消費税分を転嫁させていただきますして、処理困難物の小物は現行800円でございますけれども820円、それから中物は1,200円を1,230円、大物が3,000円を3,090円、特大が5,000円から5,140円というふうに改定させていただきます。粗大ごみのシールにつきましても500円を510円、102ページへ行っていただきまして、食用廃油の回収容器を200円を210円に改めさせていただきますのものでございます。

大変失礼しました。前の議案で現在の分を追加していただきたいと思っております。

では、簡易水道給水条例の附則のほうをごらんいただきたいと思っております。

施行期日でございます。1. この条例は平成26年4月1日から施行する。

(料金についての経過措置) 2. 改正後の東白川村簡易水道給水条例第26条の規定は、平成26年4月20日以後にメーター検針を行った分から適用し、同日前にメーターの検針を行った分については、なお従前の例による。

3月に検針した分は4月分として徴収させていただきますけれども、その分については現在の料金にさせていただきますというものでございます。

大変手落ちがあつて、申しわけございません。以上で終わります。

○議長(安倍 徹君)

総務課長。

○総務課長(松岡安幸君)

それでは、議案第38号 東白川村民センター条例の一部を改正する条例について。東白川村民センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村民センター条例の一部を改正する条例。

東白川村民センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改めるということで、新旧対照表の113ページをごらんいただきたいと思っております。

これも消費税転嫁でございます。例で挙げますと、下段が現行でございますが、経営相談室という1番がございますが、9時から12時のところ、字が小さくて申しわけありませんが、ここが600円が620円と変わるものでございます。それぞれ消費税を転嫁するところ、それから上段のところは2番で農業研修室とか情報指令室がお金が消してあるわけですが、ここは料金が取れないというところですので、ゼロというふうにしてあります。

なお、この部屋の名前は、従来からのものの部屋の名前でございます。違う名前になっているところもありますけれども、御了承をいただきたいと思っております。

本文へ戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長(安倍 徹君)

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

議案第39号 東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例について。東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきたいと思います。

東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例。

東白川村農村環境改善センター設置条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

新旧対照表の115ページですが、ここから新旧対照表になっておりまして、次のページの116ページから117ページにかかる表につきましては、改正後の表になっております。この表につきましても消費税8%に伴う料金改定の処理であります。

ふれあいホールから和室の部屋について、それぞれ縦に午前の貸し出し、午後の貸し出し、夜間の貸し出し、それから1日の貸し出しのそれぞれの料金設定がございます。イにつきましては一般使用の場合、ロは政治目的等の料金でございます。

117ページから118ページにかけては現行でございます。ここの数字が横になっておって大変申しわけない、読みにくいわけですが、アンダーラインというか上にラインが入っておりますが、一部改正後のところで午後1時から午後5時のところで、4,630円から下が線が入っておりませんが、ここについても料金改定をしておりますので、改正になっておりますので、追加でお知らせしたいと思います。

本文に戻っていただきまして、次のページの附則でございます。（施行期日）この条例は平成26年4月1日から施行する。以上です。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

続きまして、議案第40号 中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次へ参りまして、中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

中川原水辺公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

新旧対照表の119ページをごらんいただきたいと思います。119ページは改正後でございますし、120ページが現行でございます。これも消費税の転嫁による使用料の改定でございます。

公園全体のイの一般使用の場合、半日の場合で説明しますと、従来は5,000円でしたが、これが5,140円に改めるというもので、以下同じように各料金の改定を行っております。

本文に戻っていただきまして、次の裏のページですけれども、附則、この条例は平成26年4月1

日から施行する。

続きまして、議案第41号 東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページへ行きまして、東白川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の121ページをごらんいただきたいと思います。

これは、改正前の道路法施行令の規定によりまして、国の事業で道路占用料を徴収することができるものが国有林事業に限られていましたところ、平成25年4月に国有林事業が企業形態を廃止したことに伴い、道路占用料を徴収できる国の事業がなくなったこと及び延滞金の割合の特例規定が未整備であったこと、並びに消費税の関係で施行に伴い占用料金の改定を行うものでございます。

まず、121ページの第2条、占用料の額でございますけれども、ここでは道路管理者が許可をした占用物件について、その期間に応じて占用料の額を計算するというようなことをうたっておりますが、ここで昨年、道路法の改定がございまして、35条の規定というのが国が行う事業の占用でございますけれども、それ自体が免除になったということで、改正後は国の占用料の部分を削除したものでございます。

それから、第2項につきましては消費税をかけるというところでございますけれども、占用期間が1カ月に満たない場合の占用料につきまして消費税を転嫁するというところで、1.05を1.08に変更をしております。

次の122ページへ参りまして、第3項の第2号でございますけれども、これは郵便業務に供する占用物件ということで、こうした村長が消費税をかけたり減免をしたりすることができるという対象物の中の一つでございますけれども、これは、平成19年に日本郵政株式会社が設立されたことに伴い、名称を変更しております。

次に、5号のほうですけれども、これは電気事業者が占用する物件で架空の電線のことをうたっておりますけれども、現行では電気の供給者を主体にうたっておりましたが、電気通信事業者、いわゆる電話等でございますが、これの電線の架空の分を追加したものでございます。

それから、123ページの11号でございますけれども、これは制限を解除していこうというものでございます。

それから、12号でございますけれども、これは、ガス事業者が道路に占用するガス管のことをうたっておりますが、改正後では、いわゆるプロパンガスのガス管も追加しておるということでございます。

それから、14号につきましては、旧慣等により臨時に占用するものを追記しております。

それから、次の第3条の1項でございますけれども、占用料の徴収方法ということで、ここも、先ほどの第2条第1項と同じ根拠によりまして、国の該当する部分については削除をしております。

それから、次の第5条の延滞金でございますけれども、これも税の延滞金に関する附則の改定に

伴いまして、道路占用料の延滞金も準じるというものでございまして、ここで現行は10.75になっておりますが、改正後は、延滞金の利率でございまして、年14.5%をうたっております。これは、道路法73条の第2項に規定した率を準用しております。それから、その納期限の翌日から1カ月につきましては7.25%、これも同じく道路法に準じて追記をしております。

そして最後の附則でございまして、延滞金の割合の特例ということで、先ほどの第5条で延滞金の税率を規定しておりますけれども、その規定にかかわらず割合を変えるという特例でございまして、法定外公共物のところでも説明しましたが、各年の特例基準割合が年7.25%未満の場合は、先ほどの5条のところの14.5%に当たる部分が特例基準割合プラス7.25%、それから同じく7.25%に当たるところの率が特例基準割合プラス1%、上限は7.25%ということをお附則として上げております。

本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第2項及び第5条第1項の規定は平成26年4月1日から施行する。

続きまして、議案第42号 東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次へ参りまして、東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村準用河川占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中1.05を1.08に改める。

これも消費税の転嫁による乗じる割合の規定の改定でございまして。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上です。

○議長（安倍 徹君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

議案第43号 東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりください。

東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を次のように改める。

第4条の表を次のように改める。

新旧対照表の129ページから載っておりますが、次のページの130ページ、別記3という表は小学校でございまして、右が改正後、左が現行の表になってございまして、屋外運動場から教室（1室につき）でございまして、これにつきましても、消費税8%への改正に伴う料金の改定でございまして。

屋外運動場の場合ですと、半日の使用の場合は1,520円から1,560円に改定させていただきます。

次の131ページの別記4の表は中学校でございまして、それぞれこの使用料につきましても、消

費税の改正に伴い、料金改定をさせていただきます。

本文に戻りまして、次のページの附則でございます。この条例は平成26年4月1日から施行する。

続きまして、議案第44号 東白川村文化会館条例の一部を改正する条例について。東白川村文化会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村文化会館条例の一部を改正する条例。

東白川村文化会館条例の一部を次のように改める。

第6条第1項の表を次のように改める。

これにつきましては、133ページに新旧対照表を載せておりまして、これにつきましては次の134ページでございます。

右の表が改正後、左が現行の表でございます。この表につきましても、消費税改定に伴います料金の改定でございます。

それぞれの部屋でイが一般使用の場合、ロが営利、政治等の目的の使用料が設定されております。ここにつきましても午前、午後、それから夜間の使用、それから1日の使用ということで、料金設定がされております。

次の136ページですが、ここは文化会館の持っております備品の貸出料でございます。136ページが改正後、137ページが現行の表でございます。

本文に戻っていただきまして、附則ですが、この条例は平成26年4月1日から施行する。

続きまして、議案第45号 東白川村運動場条例の一部を改正する条例について。東白川村運動場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村運動場条例の一部を改正する条例。

東白川村運動場条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

この例につきましては、139ページでございます。

もう1枚めくっていただきまして、140ページ、別記2とございます。東白川村運動場の右が改正後、左の表が現行料でございます。

東白川村総合運動場、それから越原運動場、五加運動場のそれぞれ消費税改正に伴います料金改定でございます。東白川村総合運動場の場合ですと、半日野球場を借りる場合は3,410円から3,510円という改正をさせていただきます。

続きまして、141ページから142ページのところが、長椅子とか折り畳み椅子といった備品等の貸し出しでございます。

それから142ページから143ページにかけての別記4の表は、それぞれの運動場で催し等をやった場合の料金の改定でございます。いずれも消費税改正に伴う料金改定でございます。

それでは、本文のほうに戻らせていただきまして、1枚めくっていただきまして、附則でございます。（施行期日）1. この条例は平成26年4月1日から施行する。

次のページですが、経過措置としまして、2. この条例による改正後の東白川村運動場条例の規

定のうち使用料に関する部分は平成26年度分の使用料から適用し、平成25年度分までの使用料については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第46号 東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例について。東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、東白川村長。

東白川村防災センター設置条例の一部を改正する条例。

東白川村防災センター設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改めるところで、新旧対照表の一番最後のページになるかと思いますが、よろしくお願ひします。

これも下の段が現行、上の段が改正後でございます。消費税の転嫁でございます。

一般使用の研修室を見ていただきますと、9時から12時のところで1,650円の現行ですが、1,700円に改正するというものでございます。

それで、本文へ戻っていただきまして、附則で、この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

○議長（安倍 徹君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

議案47号からでございますけれども、別冊の予算書で説明のほうをさせていただきます。

開いていただいて、1ページになりますけれども、議案第47号 平成26年度東白川村一般会計予算。平成26年度東白川村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億2,000万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

2ページですけれども、（歳出予算の流用）第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

次のページの第1表の歳入歳出予算、歳入でございますけれども、ここからは、款のみ読み上げをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

1 款村税 1 億9,801万円、2 款地方譲与税2,530万円、3 款利子割交付金50万円、4 款配当割交付金10万円、5 款株式等譲渡所得割交付金10万円、6 款地方消費税交付金3,910万円、7 款自動車取得税交付金500万円、8 款地方特例交付金50万円、9 款地方交付税 9 億1,500万円、11 款分担金及び負担金1,193万円、12 款使用料及び手数料6,939万円、13 款国庫支出金 1 億3,111万円、14 款県支出金 2 億5,720万円、15 款財産収入1,067万円、16 款寄附金40万円、17 款繰入金330万円、18 款繰越金 4 億2,592万円、19 款諸収入2,117万円、20 款村債 4 億530万円、歳入合計ですけれども25億2,000万円。

次のページですが、歳出。

1 款議会費3,726万円、2 款総務費 4 億7,874万円、3 款民生費 4 億2,102万円、4 款衛生費 3 億697万円、6 款農林水産業費 2 億3,979万円、7 款商工費8,079万円、8 款土木費 2 億3,601万円、9 款消防費 2 億6,640万円、10 款教育費 1 億5,225万円、12 款公債費 2 億9,977万円、14 款予備費100万円、歳出合計ですけれども25億2,000万円。

第2表 地方債、このところでは、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で、順次読み上げていきます。

公共事業等、2,620万円、普通貸し付け、4%以内、ただし利率見直し方式で借り入れるものについて利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法ですけれども、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利による借りかえをすることができる。

自然災害防止事業1,460万円、以降につきましては同じでございますので、朗読を省略させていただきます。

緊急防災・減災事業 1 億9,100万円。

施設整備事業190万円。

過疎対策事業 1 億1,160万円。

臨時財政対策事業6,000万円。

次に9ページの議案第48号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成26年度東白川村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,200万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算、歳入、ここも同じように款のみ朗読をさせていただきます。

1 款国民健康保険税6,533万円、2 款使用料及び手数料2万円、3 款国庫支出金8,437万円、4 款療養給付費交付金791万円、5 款前期高齢者交付金9,000万円、6 款県支出金1,941万円、7 款共同事業交付金3,594万円、財産収入はありません。9 款繰入金1,924万円、10 款繰越金2,928万5,000円、

11款諸収入49万5,000円、歳入合計3億5,200万円。

12ページですけれども、歳出、1款総務費1,138万5,000円、2款保険給付費2億3,254万円、3款後期高齢者支援金等4,255万5,000円、4款前期高齢者納付金等8万円、5款老人保健拠出金1万円、6款介護納付金1,952万円、7款共同事業拠出金3,595万円、8款保健事業費403万円、基金積立金はありません。10款諸支出金583万円、11款予備費10万円、歳出合計ですけれども3億5,200万円。

14ページですけれども、議案第49号 平成26年度東白川村介護保険特別会計予算。平成26年度東白川村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,960万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

15ページですが、第1表 歳入歳出予算、歳入です。1款保険料3,446万4,000円、2款使用料及び手数料1,000円、3款国庫支出金7,756万7,000円、4款支払基金交付金7,844万1,000円、5款県支出金3,826万3,000円、6款繰入金5,800万円、7款繰越金234万5,000円、8款諸収入51万9,000円、財産収入はありません。歳入合計2億8,960万円。

次のページですね。歳出、1款総務費1,455万7,000円、2款保険給付費2億6,986万円、基金積立金はありません。5款地域支援事業費501万3,000円、6款公債費1万円、7款諸支出金6万円、8款予備費10万円、歳出合計ですけれども、2億8,960万円。

簡易水道特別会計に移らせていただきます。

19ページをお願いします。

議案第50号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成26年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,000万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

20ページですけれども、第1表 歳入歳出予算、歳入、1款使用料及び手数料4,802万円、2款繰入金1億350万円、3款繰越金61万4,000円、財産収入はありません。6款村債6,520万円、7款国庫支出金3,266万6,000円、歳入合計2億5,000万円。

歳出、1款総務費1,204万7,000円、2款簡易水道事業費9,882万4,000円、3款施設維持管理費2,861万5,000円、4款公債費1億1,031万4,000円、5款予備費20万円、歳出合計2億5,000万円。

22ページですけれども、第2表 地方債、起債の目的、簡易水道事業、限度額6,520万円、起債

の方法、普通貸借、利率、償還方法は一般会計と同じですので朗読を省略させていただきます。

次に、下水道特別会計予算ですけれども、23ページ。

議案第51号 平成26年度東白川村下水道特別会計予算。平成26年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,250万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成26年3月4日提出、東白川村長。

24ページになりますけれども、第1表 歳入歳出予算、歳入、1. 使用料及び手数料722万7,000円、2款繰入金1,442万8,000円、3款繰越金84万5,000円、財産収入はありません。歳入合計2,250万円。

次のページで、歳出、1款総務費747万9,000円、2款施設維持管理費562万4,000円、3款公債費929万7,000円、4款予備費10万円、歳出合計2,250万円でございます。

次に、国保診療所特別会計予算になりますけれども、26ページ、議案第52号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成26年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,860万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。平成26年3月4日提出、東白川村長。

27ページになりますけれども、第1表 歳入歳出予算、歳入ですが、1款診療収入1億6,280万3,000円、2款使用料及び手数料135万4,000円、財産収入はありません。5款繰入金7,698万8,000円、6款繰越金2,933万5,000円、7款諸収入718万1,000円、9款国庫支出金93万9,000円。歳入合計が、2億7,860万円。

歳出でございますけれども、1款総務費2,464万5,000円、2款医業費2億4,243万9,000円、4款公債費1,141万6,000円、5款予備費10万円、歳出合計2億7,860万円。

29ページですけれども、第2表 債務負担行為になります。

事項、期間、限度額と順に読み上げていきます。食器殺菌保管庫、平成27年度から平成31年度まで、84万4,000円。多項目自動血球分析装置、平成27年度から平成31年度まで、32万6,000円。医師送迎車両、平成27年度から平成28年度まで、15万1,000円。

次に、後期高齢者医療特別会計予算に移ります。

30ページでございますけれども、議案第53号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,660万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成26年3月4日提出、東白川村長。

31ページになりますけれども、第1表 歳入歳出予算、歳入、1款後期高齢者医療保険料1,767万1,000円、2款使用料及び手数料1万円、3款後期高齢者医療広域連合支出金34万4,000円、4款繰入金1,847万5,000円、6款繰越金10万円、歳入合計3,660万円。

次のページに行きまして、歳出、1款総務費114万2,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金3,481万円、3款保健事業費35万8,000円、4款諸支出金5万円、5款予備費24万円、歳出合計3,660万円。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。あす6日は全員協議会開催のため、7日は中学校卒業式のため、8日と9日は精読期間のため、6日から9日までの4日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月6日から9日までの4日間休会とすることに決定いたしました。

あす6日の全員協議会は、午前9時30分から行います。

10日は午前9時30分から全員協議会を午前中を目安に行い、午後から本会議を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれで延会します。

午後2時32分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

